

秋田市告示第196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年6月26日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
社会医療法人正和会五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号	令和6年4月1日
GENK I N E X T秋田駅東口	秋田市手形字西谷地416番地1	令和7年6月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
三楽園ヘルパーステーション	秋田市飯島字堀川84番地20	令和7年5月31日
GENK I N E X T秋田駅東口	秋田市手形字西谷地416番地1	令和7年5月31日
佐野薬局桜三丁目店	秋田市桜三丁目1番34号	令和7年5月15日

3 変更

	事業所名称	所 在 地	変更年月日
旧	ひがし稲庭クリニック 通所リハビリテーションセンター	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	令和7年4月3日
新	稲庭クリニック通所リ ハビリテーションセン ター	秋田市南通亀の町2番21号	